

京都府府営住宅特定目的優先入居 (犯罪被害者等) 10月募集案内書

〔申込受付期間・時間〕

令和6年10月1日(火)～10月11日(金)
(土曜日・日曜日・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
(時間外の受付はできません。)

- 京都府では、京都府犯罪被害者等支援条例(令和5年4月1日)の制定に伴い、新たな支援事業を始めました。
- 犯罪行為により従前の住居に住むことが困難になった場合に、転居費用の一部を助成します。(1事件につき、最大20万円)

必要な要件がありますので、詳しくは下記のホームページをご覧ください。

[【https://www.pref.kyoto.jp/anshin/higaishasen/jyourei.html】](https://www.pref.kyoto.jp/anshin/higaishasen/jyourei.html)



※入居資格については、いろいろな条件がありますので、この案内書をよく読み、お申し込み下さい。ご不明な点については、下記にお問い合わせ下さい。

◆受付場所・問い合わせ先◆

京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
(京都府庁2号館2階)

電話番号 075-414-5079

FAX 075-414-4255

令和6年10月

目 次

1	募集の概要	P 1
2	募集住宅一覧（10月募集）	P 2
3	申込資格	P 3
4	申込みについての注意	P 4～P 5
5	申込書類	P 6～P 8
6	申込書等の書き方	P 8

添付様式

府営住宅優先入居申込書・優先入居申込理由書・犯罪等被害確認票

申込者及び同居親族の状況申立書、自活状況申立書

京都府府営住宅から暴力団員を排除します！

（申込に際して、暴力団員でないことの誓約と入居者資格について関係機関への照会に同意していただきます。）

京都府では府営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、京都府府営住宅条例に基づき、府営住宅からの暴力団員排除に取り組んでいます。

○暴力団員

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する者

○新規申込者

申込者（入居者）又は同居親族が暴力団員である場合は入居を認めない。

○同居許可・使用承継

同居させようとする者、使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は許可しない。

○既入居者

暴力団員であることが判明したときは、明渡し請求を行う。

1 募集の概要

- ◆募集団地 募集住宅一覧（6月募集）のとおり（2ページ参照）
- ◆受付期間 令和6年10月1日（火）～ 10月11日（金）
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
- ◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分（時間外の受付はできません。）
- ◆受付場所 〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁2号館2階）
京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課
（075-414-5079）
- ◆案内書入手 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課で配布しています。
京都府ホームページからもダウンロードできます。
※ホームページ上の案内書には、募集住宅の記載はしておりません。
- ◆受付方法 上記受付場所に必要書類を直接提出（代理人による提出を含む。）して
いただくか、郵送（必着）により送付してください。
- ◆必要書類 ○ 府営住宅優先入居申込書、優先入居申込理由書、犯罪等被害確認票
○ 申込者及び同居親族の状況申立書
（この案内書の後部に添付してあります。）
★ 詳しくは6～8ページをご覧ください。
- ◆入居予定の時期
令和6年12月下旬頃の予定（整備工事の都合等により遅れることがあります。）
**※推薦決定後、入居資格の審査、府営住宅入居者選考委員会の審議を経たうえで、入居
予定者が決定されます。**
- ◆その他
○ 優先入居募集1戸と一般募集1戸を両方申し込みすることができます。
○ 提出された書類は返却できません。

2 募集住宅一覧（10月募集）

募集住宅の詳細については、

京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課（075-414-5079）
にお問い合わせください。

3 申 込 資 格

- 1 優先入居の対象となるのは、犯罪等により、従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかで、次の(1)、(2)のいずれかに該当することが、客観的に証明される方であること。
 - (1) 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
 - (2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難となった方で、次のア～カのいずれかに該当する方であること。
 - ア 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった方
 - イ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった方
 - ウ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった方
 - エ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為によって、居住することができなくなった方
 - オ 同法第2条第1項に規定するつきまとい等により、不安を覚えさせられ居住することができなくなった方
 - カ 同法第2条第3項に規定する位置情報無承諾取得等により、不安を覚えさせられ居住することができなくなった方
- 2 現に京都府内に住所又は勤務場所があること。
- 3 申込者に、現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻と同様の関係にある内縁の配偶者又は婚約者を含む。以下同居親族という。）があること。
 - 入居の際には申込者及び同居親族全員が同時に入居できること。
 - 申込後、申込書記載の同居親族の変更は認められません。
 - 内縁の配偶者については、住民票などにより確認できること。（続柄が未届の夫又は妻）
 - 同居親族が婚約者である場合は、期限までに入籍する者に限ります。（婚約者が変わった場合は、申込みを無効とします。）（4ページ参照）
 - 家族を不自然に分割・同居等の申込みは認められません。
 - ・ 特別の事情がない限り、父母や夫婦の分離、兄弟のみの入居は認められません。
 - ・ 配偶者以外の別居親族との同居予定での申込みは認められない場合があります。
 - 未成年のみの世帯等、一般に契約を結ぶことができない年齢にある場合は申し込みできません。
 - 原則として、公営住宅（府営住宅・市営住宅等）の名義人は申し込みできません。また、同居することもできません。
- 4 申込者及び同居親族の収入（所得）の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入（所得）の範囲内であること。
- 5 申込者又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。

※ 入居者資格については、関係機関に照会します。

4 申込みについての注意

1 次のような場合は、申込みをされても失格となります。

- (1) 申込書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき。
- (2) 事実と違うことを書いて申し込んだとき。
- (3) 推薦決定後、住民票、課税証明書（所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの）、その他京都府が指定した必要な書類を提出されないとき。

2 自家所有者の申込みについて

自家所有者は、原則として申し込むことはできませんが、売却等により自家所有者でなくなる方で次の書類を提出できる場合は、申し込むことができます。

- 所有権移転登記後の登記簿謄本、又は（競売）売却決定通知書
〈令和6年12月4日（必着）までに提出されないと失格になります。〉
 - 令和6年11月8日（必着）までに登記簿謄本等を提出された場合
→令和6年12月下旬頃入居
 - 令和6年12月4日（必着）までに登記簿謄本等を提出された場合
→令和7年1月下旬頃入居

3 婚約者との申込みについて

婚姻届提出の翌月の入居になります。ただし、令和6年12月4日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。

- 令和6年11月8日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出された場合
→令和6年12月下旬頃入居
- 令和6年12月4日（必着）までに婚姻届受理証明書を提出された場合
→令和7年1月下旬頃入居

4 離婚協議中の申込みについて

夫婦を分離しての申込みは原則としてできませんが、現在離婚協議中の方は、申し込むことができます。

ただし、令和6年12月4日（必着）までに離婚届受理証明書を提出されないと失格になります。

- 令和6年11月8日（必着）までに離婚届受理証明書を提出された場合
→令和6年12月下旬頃入居
- 令和6年12月4日（必着）までに離婚届受理証明書を提出された場合
→令和7年1月下旬頃入居

5 その他京都府が指定した必要書類について

上記2～4同様の提出期限および入居時期となります。

6 その他

(1) 緊急連絡先

入居にあたっては緊急連絡先の届出が必要です。

○ 緊急連絡先について注意事項

ア 入居者及び緊急連絡先のそれぞれの個人情報について、管理上必要となる範囲で収集、利用、提供することに同意をお願いしており、この目的以外に使用いたしません。

イ 入居者の安否確認、事件・事故等の緊急時にご協力をお願いする場合がありますので可能な限り同居者以外の親族で連絡のつきやすい方を届け出てください。ただし、難しい場合は、親族以外の方又は法人その他の団体（福祉施設等）でも構いません。

ウ 緊急連絡先はできるだけ2人届け出てください。ただし、難しい場合は、1人でも構いません。

※ なお、令和2年4月1日以降、連帯保証人が不要となりました。

(2) 敷金として家賃月額3か月分を鍵渡しまでに納付し、鍵渡し時に領収書のコピーを提出してください。日割家賃が発生する場合は別途期限までに納付してください。

(3) 府営住宅には、無断で他の親族等を同居させることはできません。

(4) 府営住宅では動物の飼育はできません。

〔 犬や猫などを飼いますと、なき声・臭い等で隣近所に迷惑をかけるので、絶対に飼わないでください。 〕

(5) 府営住宅を住まい以外の目的に使用することはできません。

(6) その他府営住宅条例・規則及び京都府の指示に従わなければなりません。

府営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は自治会活動に積極的に参加していただきます。特に、共用部分の清掃活動などへの参加については、入居者として当然の義務であり積極的に参加してください。

また、階段の通路灯の電気料金など共同施設の管理運営に必要な共益費の負担が必要です。

5 申 込 書 類

必 要 書 類

- 府営住宅優先入居申込書(別記第1号様式)、優先入居申込理由書、犯罪等被害確認票
- 申込書及び同居親族の状況申立書(別記第2号様式)

推薦決定後に必要な書類について(申込時の提出は必須ではありません)

※ 推薦が決定された方には、京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課から連絡させていただきます。

- 申込者及び同居親族全員の世帯全員の住民票(原本)(発行後3か月以内)

住民票は、「世帯主」又は「世帯主との続柄」の記載のある、本籍は省略した住民票(外国人の方は、「在留期間等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」も記載したもの)が必要です。
府営住宅に同居しない親族と同居中の場合は、その同居親族全員の住民票も提出してください。

- 申込者及び同居親族全員(義務教育修了以上)の令和6年度課税(非課税)証明書(原本)(市区役所・町村役場発行後3か月以内、所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの)

- 収入(所得)を証明する書類

申込受付時に収入(所得)がある申込者及び同居親族全員(義務教育修了以上)について、7ページの区分により必要書類を提出してください。

ただし、生活保護扶助費・雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。

- 収入(所得)のないことを証明する書類

申込受付時に収入(所得)のない申込者及び同居親族全員(義務教育修了以上)について、次の①に掲げる証明書類を提出してください。

- ① 無職無収入証明書(以下のうちひとつ)(「(原本)」と記載のないものは写し)

最新年度の(非)課税証明書(原本)(収入額がないことがわかるもの)、退職証明書(退職後3か月以内のもの)、雇用保険受給資格者証(受給中のみ)、離職票(離職後3か月以内のもの)、生活保護受給証明書(原本、直近のもの)、支援給付受給証明書(原本、直近のもの)、民生委員による状況確認報告書又は無職証明書(原本、直近のもの)等

また、学生の方は次の②に掲げる証明書類をあわせて提出してください。

- ② 在学証明

- ・ 高校に在学中の方は学生証の写し(在学証明書の写しも可)
- ・ 大学・短大・各種学校等に在学中の方は、在学証明書(原本)

- 生活保護(支援給付)を受けていることを証明する書類

生活保護(支援給付)を受けている方は、直近の生活保護(支援給付)受給証明書(原本)を必ず提出してください。

- その他京都府が必要とする書類

給与所得の方（アルバイト・パートを含む）

現在の勤務先	収入の計算期間	証明書の種類	証 明 先
令和5年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和5年1月1日から令和5年12月31日まで	●令和5年分給与所得の源泉徴収票(写し) (印字されたものは、証明印省略可)	勤務先 〔証明印押印のものに限る〕
令和5年中に1ヵ月以上休職された方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書(原本) (この案内書末尾に添付)	
令和5年1月2日以降に就職し、申込時までに1年以上勤務している方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●給与支払証明書(原本) (この案内書末尾に添付)	勤務先 〔証明印押印のものに限る〕
就職してから申込時までに1年未満の方	就職した月から申込月の前月まで	●給与支払証明書(原本) (この案内書末尾に添付)	勤務先 〔証明印押印のものに限る〕

- 給与支払証明書(原本)は状況により提出を求める場合があります。
- 就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ か月} + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金額}$$
- 就職後まだ1ヵ月分の給与を支給されていない方は事前に京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課(075-414-5079)に電話で問い合わせてください。

事業所得の方

現在の職場	収入の計算期間	証明書の種類	証 明 先
令和5年1月1日以前から引き続き営業している方	令和5年1月1日から令和5年12月31日まで	●営業実績証明書により「総収入-必要経費=所得」を月別に記入(原本) (この案内書末尾に添付)	本人による証明
令和5年1月2日以降に開業し、申込時までに1年以上営業している方	申込月の前月からさかのぼった1年間	●営業実績証明書により「総収入-必要経費=所得」を月別に記入(原本) (この案内書末尾に添付)	本人による証明
現在の事業を開業してから、申込時までに1年未満の方	開業した月から申込月の前月まで	●営業実績証明書により「総収入-必要経費=所得」を月別に記入(原本) (この案内書末尾に添付)	本人による証明

- 営業実績証明書(原本)は状況により提出を求める場合があります。
- 開業後1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

$$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ か月} = \text{推定年間総所得金額}$$
- 開業後1ヵ月未満の方は事前に京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課(075-414-5079)に電話で問い合わせてください。

年金収入（所得）のある方

年金収入のある方は**直近の年金通知書（はがき）**等の写しを提出してください。
企業年金、年金基金、個人年金等の年金支払通知書（写し）も提出してください。

6 申込書等の書き方

- 1 各欄に記入のないもの、記載内容が不明瞭なものや、事実と異なった記入をした場合は、申込が無効となります。
- 2 「**現住所**」は、**申込受付時に住んでいる住所**を記入してください。アパート・寮等に住んでいる方はその名称及び部屋番号を、また、親・親族の家に同居・他人の家に間借り等をしている方はその家の世帯主名（〇〇〇〇様方）と記入してください。（現住所が住民票と違う場合は、必ず事前に電話でご相談ください。）
- 3 「**勤務先の所在地**」は**現在通勤している事業所の住所**を記入してください。例えば営業所勤務の場合は、営業所の所在地を記入してください。（一時的な通勤先は除く。）
- 4 「**入居者及び同居親族**」欄は、府営住宅に入居を希望される方の氏名ふりがな・続柄・生年月日・年齢・性別・職業（無職の方は空白でなく「無職」と記入）・1年間の所得額・同居別居の別（婚約者以外で別居している方がいる場合は必ず事前で電話でご相談ください）等を正確に記入してください。また、**婚約者の場合は続柄を「婚約者」と記入**してください。

外国人の方は在留カード記載の通りの氏名とそのふりがなを記入してください。また、通称が記入できるのは住民票に通称が記載されている場合のみです。